

令和8年4月から契約方法の見直しを行います。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」という。)の令和6年11月1日の施行に伴い、厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、請負・委任の形態で仕事を引き受ける場合の契約方法について、次のとおり見直しを行います。

フリーランス法への対応

背景と目的

フリーランス法は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定された法律であり、フリーランスの方と企業等の事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

請負・委任の仕事をやる米子広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員はフリーランスであり、フリーランス法の適用対象です。

フリーランス法では、仕事をする会員と仕事を発注する発注者の間に、直接的な契約関係が生じるようにしなければなりません。

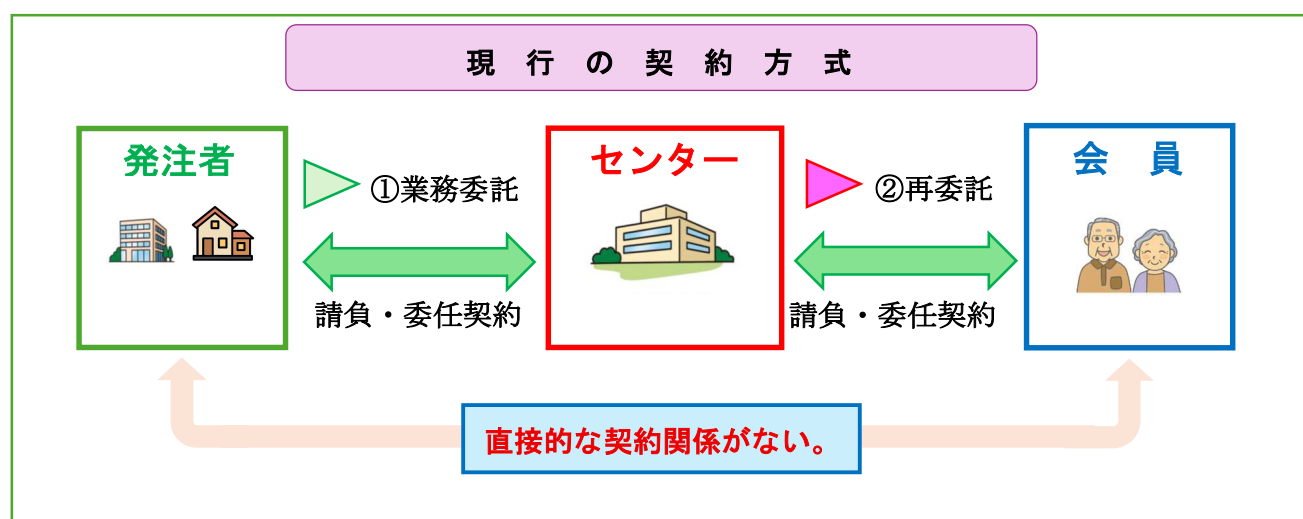
フリーランス

企業や特定の団体に所属せず個人の立場で業務ごとに契約し、仕事を請け負う働き方です。

企業等と雇用契約は結ばないため、労働基準法をはじめとした労働法は適用されません。

現行の契約方式

現在の契約方式は、発注者がセンターに①業務委託し、センターは会員に②再委託する二段階の契約方式になっており、発注者と会員との間には、直接的な契約関係は生じていないため、フリーランス法が適用できていません。



厚生労働省における契約の見直しの提示

厚生労働省から発注者と会員の間に直接的な契約関係が生じるようにするための契約方式の見直し(案)が示され、令和5年11月13日付け職発1113第1号において、厚生労働省職業安定局長から各都道府県知事あてに「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の施行を見据えたシルバー人材センターにおける契約方法の見直しへの協力依頼」が通知されました。

新しい契約方式への移行

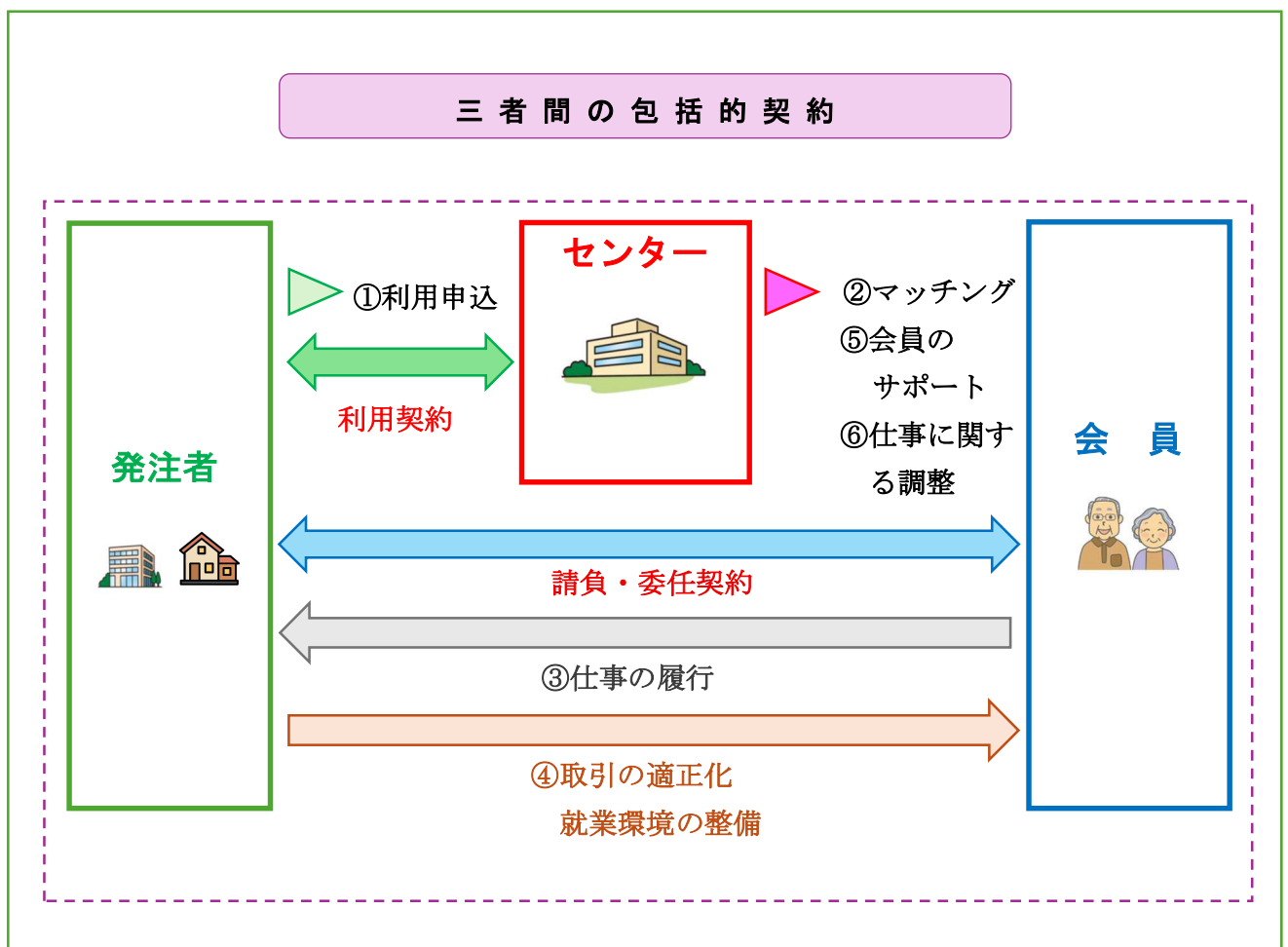
三者間の包括的契約

新しい契約方式は、発注者と会員の間に直接的な契約関係が生じるようにする三者間の包括契約です。

発注者は、①センターを通じて会員への仕事を依頼し、センターが発注者と作業内容等を調整して会員との②マッチングを行い、会員は発注者とセンターとの間で合意した③仕事をします。

発注者は、会員がセンターとの間で合意した④仕事が適正に行うことができるように、就業環境を整備します。

センターは、発注者とセンターとの間で合意した仕事が円滑に行われるように、⑤会員をサポートするとともに、発注者と会員との間で仕事の履行に関して⑥様々な調整を行います。



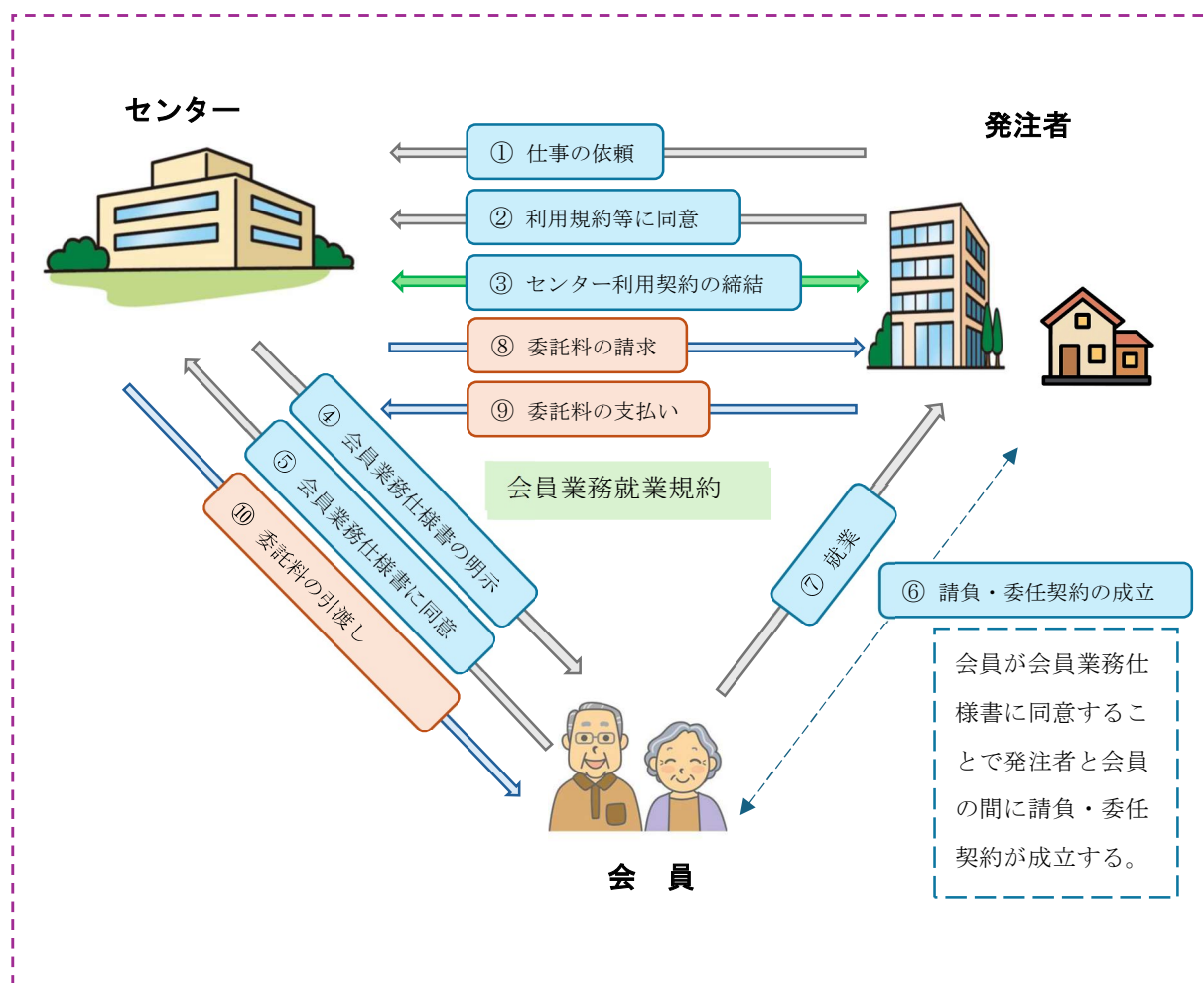
フリーランス法に規定する給付の内容等の明示

フリーランス法第3条第1項において、「業務委託事業者(発注者)は、特定受託事業者(会員)に対し業務委託をした場合は、給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者(会員)に対し明示しなければならない。」と規定されていますが、会員に対する給付の内容等の明示は、センターが会員に「会員業務仕様書」を引き渡すことにより、発注者は、給付の内容等を会員に明示したことになります。

センターは、センターが契約している総合情報処理システムの会員専用サイト Smile to Smile を活用して、会員に「会員業務仕様書」を明示していきます。

三者間の包括的契約の締結

三者間の包括的契約の締結フロー図



包括契約の締結フロー

① 仕事の依頼

発注者からセンターに仕事を依頼します。

② 利用規約等に同意

発注者は、「センター利用規約」及び「センター会員業務就業規約」に同意します。

※利用規約等の掲載

「センター利用規約」及び「センター会員業務就業規約」は、センターのホームページに掲載しています。

③ センター利用契約の締結

発注者とセンターは、センター利用契約を締結します。

利用契約の契約額が130万円以下の場合、受任書を提出します。

④ 会員業務仕様書の明示

センターは、「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。

⑤ 会員業務仕様書の同意

会員は、センターが明示する「会員業務仕様書」に同意します。

⑥ 請負・委任の成立

会員が「会員業務仕様書」に同意することにより、発注者と会員の間に請負・委任契約が成立することになります。

⑦ 就業

会員は、「会員業務仕様書」に基づき、就業します。

⑧ 委託料の請求

センターから「センター委託料(現行の事務費、材料費等に相当)」と「会員業務委託料(会員に対する報酬に相当)」を発注者に請求します。

※会員業務委託料の請求及び受領

業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託し、受託したセンターは、発注者に請求します。

⑨ 委託料の支払い

発注者は、「センター委託料」と「会員業務委託料」をセンターに支払います。

⑩ 委託料の引渡し

センターは、発注者から受け取った「会員業務委託料」を会員に引き渡します。

料金の一部に関する消費税の課税関係

センターが発注者からいただく利用料金は、会員業務委託料とセンター業務委託料の二つで構成されます。

このうち、三者間の包括契約においては、会員が会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託しますので、センターを経由して請求することになりますが、発注者が会員に支払う形になります。

そのため、センターは、センター業務委託料については、消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、会員業務委託料については、交付することができません。

この場合、本来であれば、会員が会員業務委託料に係る適格請求書(インボイス)を交付する立場にありますが、会員は、年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、適格請求書(インボイス)を発行することができません。

センターが発行する請求書には、次の料金の内訳を記載しますので、ご注意ください。

利用料金の請求内訳と請求書様式			
	委託料の内訳	請求書様式	仕入税額控除
利用 料金	センター業務委託料	適 格 請 求 書 (インボイス)	対 象 (従来どおり全額控除)
	会員業務委託料	インボイス非対応	* 対象外 (経過措置あり)

* 適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。)から行った課税仕入れは、仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、令和11年9月末までの間は、免税事業者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

発注者が次のいずれかに該当する場合は、三者間の包括契約に見直す場合であっても、これまでの消費税の納税と変更はありません。

① 個人や家庭等、事業主ではない者	消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
② 簡易課税制度を選択している事業主	消費納税額計算に際して、インボイスを必要としないため、これまでと同じ取り扱いとなります。
③ 官公庁等の一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱いとなります。

〔課税事業者の皆様へのお願い〕

課税事業者の皆様には、会員業務委託料について、適格請求書(インボイス)を発行することができないため、消費税の仕入税額控除を受けることができなくなり、負担増につながる結果となりますが、厚生労働省から契約の見直しが提示されたことと併せて、センターの事業を適法に運営する上で、やむを得ない対応であることについて、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。